個別最適な学びのための遠隔教育推進事業に係るテレプレゼンスロボット開発・調達・保守業務委託契約書（案）

委託業務の名称　個別最適な学びのための遠隔教育推進事業に係るテレプレゼンスロボット開発・調達・保守業務委託

契　約　金　額　　金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　也）
令和８年度契約金額　　金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　也）
令和９年度契約金額　　金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　也）
令和１０年度契約金額　　金　　円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　也）

委　託　期　間　自　契約締結日
至　令和１１年３月３１日（土）

契 約 保 証 金

上記の委託業務について、委託者「福島県」を甲とし、受託者「　　」を乙として、次の各条項により委託契約を締結する。

（委託業務の仕様等）

第１条　乙は、この契約書に定めるものの他、個別最適な学びのための遠隔教育推進事業に係るテレプレゼンスロボット開発・調達・保守業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき、業務を履行しなければならない。ただし、履行に必要な関連業務及び付随業務を含むものとする。

２　乙は、頭書の委託期間内に委託業務を完了しければならない。

３　乙は、本業務を着手した際には、着手届（別記第１号様式）を甲に提出するものとする。

（権利義務の譲渡等）

第２条　乙は、書面による甲の承諾を得ないで、この契約により生ずる権利及び義務を譲渡し、承継させ、又は担保にしてはならない。

（一括再委託等の禁止）

第３条　乙は、業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

２　乙は、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、甲の承諾を得なければならない。

３　甲は、乙に対して、業務の一部を委託し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

（業務計画書の提出）

第４条　乙は、この契約締結後速やかに仕様書に基づいて業務計画書を作成し、甲に提出しなければならない。

２　甲は、必要があるときは、乙に対して前項の業務計画書の修正を請求することができる。

（主任担当者の選任）

第５条　乙は、委託業務の履行のために連絡、確認等を行う主任担当者を定め、書面をもって甲に通知しなければならない。主任担当者を変更したときも、同様とする。

（秘密保持）

第６条　乙は，本契約期間中又は期間満了後を問わず、本業務に関して知り得た秘密を、相手方の書面による承諾を得ない限り、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。

２　前項の秘密保持義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

一　公知の事実又は当事者の責に帰すべき事由によらずして公知となった事実

二　第三者から適法に取得した事実

三　開示の時点ですでに保有していた事実

四　法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

（一般的損害）

第７条　成果品の引渡し前に生じた成果品、資料等についての損害は、甲の責に帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

（第三者に及ぼした損害）

第８条　本契約の履行に関して、第三者に損害を及ぼした場合は、乙は、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担し、その損害が甲乙双方の責めに帰すことができない場合には、その負担について甲乙協議して定める。

（乙の責めに帰すべき事由による履行期限の延長及び遅延利息）

第９条　甲は、乙の責めに帰すべき事由により、乙が履行期限までに委託業務の完了の見込みがないときは、乙は、その事由を付した書面をもって、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

２　前項の場合において、履行期限後相当の期日内に履行が完了する見込みがあるときは、甲は、乙から遅延利息を徴収することを条件として履行期限を延長することができる。

３　甲は、前項の規定により履行期限を延長すると認めたときは、その旨を乙に通知するとともに当該履行期限の延長に関する契約を乙との間に結ぶものとし、乙は、これに応ずるものとする。

４　第２項の遅延利息は、遅延日数１日つき政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額の遅延利息（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）とする。

５　前項の場合において、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しない。

（事故等報告）

第 10 条　乙は、委託業務の遂行に支障が生じるおそれがある事故の発生を知ったときは、

直ちにその旨を甲に報告しその指示を受けること。
2　乙は、甲の指示に基づき速やかに必要な処理を加えた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

（委託業務内容の変更）
第 11 条　甲は、必要があるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止させることができる。この場合において、甲及び乙が変更等の内容が契約に定める金額、履行期限及びそのほか契約条件に影響を及ぼすと判断したときは、変更契約を締結するものとする。
2　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙は甲に対し損害の賠償を請求することができる。この場合の損害賠償額については甲乙協議して定める。

（事情変更による契約内容の変更）
第 12 条　契約締結後において､天災地変そのほか不測の事故又は経済状況の激変により、契約内容が著しく不当と認められるに至ったときは、甲又は乙は、その実情に応じ相手と協議の上、契約金額、履行期限そのほか契約の内容を変更することができる。
2　前項の場合において、甲又は乙が損害を受けることがあっても、原則として甲又は乙は責任を負わないものとする。

（業務実績報告及び検査）
第 13 条　乙は、各年度の本業務を完了したときは、業務委託仕様書に定める業務実績報告書を速やかに甲に提出しなければならない。
2　甲は、第 1 項の業務実績報告書を受理した日から 10 日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。
3　甲は、第２項の規定による検査に合格したときは、その旨を乙に通知しなければならない。
4　乙は、第２項の検査に合格しないときは、甲の指示に従って遅滞なくこれを修正し、甲の検査を受けなければならない。この場合においても第２項及び第３項の規定を準用する。

（委託料の支払）
第 14 条　乙は、第 13 条第３項の通知を受理した後、請求書（別記第２号様式）により、甲に対して当該年度の契約金額の支払いを請求するものとする。
2　甲は、前項の規定による支払いの請求があったときは、その日から 30 日以内に支払うものとする。
3　甲は、第１項の規定にかかわらず、乙の請求により必要と認める場合には、委託料の一部を前金払することができる。
5　乙は、前項の規定により前金払を請求しようとするときは、委託料前金払請求書（別記第３号様式）を甲に提出するものとする。

（契約の解除）
第 15 条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の一部又は全部を解除し、委託料を交付しない、若しくは交付している委託料の一部又は全部を返還させることができる。

一　甲の指示に従わないとき。
二　乙が、この契約に定める条項に違反したとき、又は不正な行為をしたとき。
三　乙が、この契約に定める業務を履行しないとき、又は履行する見込がないと明らかに認められるとき。
四　乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に契約履行の見込がないとき。
五　乙が次のいずれかに該当するとき。
イ　役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第６号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
ロ　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
ハ　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
ニ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
ホ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
ヘ　原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
ト　乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
六　乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年福島県公安委員会規則第５号）第４条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）
第 16 条　次の各号のいずれかに該当する場合においては、乙は委託料の 10 分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。
一　前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
二　乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

２　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

一　乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定により選任された破産管財人

二　乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定により選任された管財人

三　乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定により選任された再生債務者等

３　第１項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第７条の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が前条の規定により契約を解除したときは、乙は、第１項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額（総価）又は契約解除部分相当額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条の規定により財務大臣が決定した率で計算した額（100 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。）を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（談合による損害賠償）

第 17 条　甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、前条に規定する契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の 10 分の２に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第１号又は第２号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第２条第９項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第６項で規定する不当廉売に当たる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りでない。

一　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 49 条の規定による排除措置命令を行い、当該排除命令が確定したとき。

二　公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第 62 号第１項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

三　乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６の規定による刑が確定したとき。

２　前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

（個人情報の保護）

第 18 条　乙は、この契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（契約外事項）

第 19 条　本契約に関する事項及び本契約に定めのない事項に関する疑義については、必要に応じて、甲乙協議して定めるものとする。

（紛争の解決方法）
第 20 条　前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書２通を作り、当事者記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　　住所　福島県福島市杉妻町２番１６号
　　氏名　福島県
　　福島県教育委員会教育長　　鈴木　竜次

乙　　住所
　　氏名

別記（その１）

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第２　乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

２　乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

（収集の制限）

第３　乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

（安全管理措置）

第５　乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（複写・複製の禁止）

第６　乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（作業場所の指定等）

第７　乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分（以下「個人情報取扱事務」という。）について、甲の指定する場所で行わなければならない。

２　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

（資料等の返還等）

第８　乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

２　乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

３　乙は、第１項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確

認を受けなければならない。

（事故発生時における報告等）

第９　乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

（調査監督等）

第 10　甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

２　乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

（指示）

第 11　甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

（再委託の禁止）

第 12　乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者（再委託先が子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下次項において同じ。）に委託してはならない。

２　乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

（労働者派遣契約）

第 13　乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

（損害賠償）

第 14　乙又は乙の従事者（乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

２　前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

（契約解除）

第 15　業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めたときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注１　「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。

２　委託業務の実態に則し適宜必要な事項を追加し、不要な事項は削除するものとする。また、契約書本文の定めとの関係に応じ、必要な文言の整備を行うものとする。

別記第１号様式

着　手　届

令和　　年　　月　　日

福島県教育委員会教育長　様

受託者
所在地
名　称
代表者

下記委託業務は、令和　　年　月　　日付けで着手しましたので届け出ます。

記

１　業　務　名　　個別最適な学びのための遠隔教育推進事業に係る
テレプレゼンスロボット開発・調達・保守業務委託
２　委託料の額　　金　　円
３　委 託 期 間　　着　　手　　契約締結日
履行期限　　令和　　年　　月　　日

別記第２号様式

請　求　書

令和　　年　　月　　日

福島県教育委員会教育長　様

受託者
所在地
名　称
代表者

このことについて、下記のとおり請求します。

記

１　業 務 名　　個別最適な学びのための遠隔教育推進事業に係る
テレプレゼンスロボット開発・調達・保守業務委託

２　請求額等

契約金額	受領済額	今回請求額	残　　額	備　　考
円	円	円	円	

【本件責任者及び担当者】　氏　名：
連絡先：

別記第３号様式

前金払請求書

令和　　年　　月　　日

福島県教育委員会教育長　様

受託者
所在地
名　称
代表者

このことについて、下記のとおり請求します。

記

１　業 務 名　　個別最適な学びのための遠隔教育推進事業に係る
テレプレゼンスロボット開発・調達・保守業務委託

２　前金払請求額等

契約金額	受領済額	今回請求額	残　　額	備　　考
円	円	円	円	

３　前金払を要する理由

【本件責任者及び担当者】　氏　名：
連絡先：